

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.45

【共通】問1 自衛消防組織設防火対象物の自衛消防組織には、一定の業務について、それぞれおおむね2人以上の要員を置かなければならないが、当該業務として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防隊と連携した消火活動に関する業務
- (2) 情報の収集及び伝達並びに消防用設備等その他の設備の監視に関する業務
- (3) 在館者が避難する際の誘導に関する業務
- (4) 在館者の救出及び救護に関する業務

【消防用設備等】問1 消防法施行令別表第一(2)項ニは、「カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの」と規定されているが、総務省令で定める店舗として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- (2) 個室を設け、当該個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（風営法第2条第6項第2号に規定する営業を営むものを除く。）
- (3) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
- (4) 風営法施行令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

【消防用設備等】問2 排煙設備のうち、排煙機により排煙する防煙区画における当該排煙機の性能に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消火活動拠点（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものを除く。）にあつては、240m³/分の空気を排出する性能が必要である。
- (2) 消火活動拠点（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものに限る。）にあつては、360m³/分の空気を排出する性能が必要である。
- (3) 地下街の消火活動拠点以外の部分（一の排煙機が二以上の防煙区画に接続されているものを除く。）にあつては、300m³/毎分の空気を排出する性能が必要である。
- (4) 百貨店の消火活動拠点以外の部分（一の排煙機が二以上の防煙区画に接続されているものを除く。）にあつては、240m³/分又は当該防煙区画の床面積に1m³/分を乗じて得た量の

うちいずれか大なる量の空気を排出する性能が必要である。

【防火査察】問1 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 違反処理基準に該当する事案については、違反对象物台帳あるいは違反処理経過簿等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、改修計画の提出の有無・予定期日、違反処理を留保している場合の留保期限、上位処置への移行等の業務管理を行う必要がある。
- (2) 違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び時期の判断を示したものであり、違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する必要がある。
- (3) 違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反对象物の用途、規模、構造、収容人員、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。
- (4) 聴聞は、不利益を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続であり、また、弁明は、不利益を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続である。

【防火査察】問2 消防法に基づき命令書を交付する場合の教示に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 命令書によって命令を発動する場合、行政不服審査法に定めるところにより、不服申し立てができる旨並びに不服申し立てをすべき行政庁及び不服申し立てができる期間を教示しなければならない。
- (2) 上級行政庁がある場合の不服申立ては異議申し立てであり、請求先は、処分庁の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合の不服申し立ては、審査請求である。
- (3) 法第5条の3第1項命令の審査請求期間については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。
- (4) 不服申し立て期間について、誤って長く教示した場合は、不服申立人がその期間内に不服申し立てをすれば法定の期間内になされたものとみなされる。

【危険物】問1 製造所等に設ける掲示板に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数を表示すること。
- (2) 危険物保安監督者を定めなければならない製造所等にあつては、

〔消防設備〕

問1 答 (2)

解説 (1)は「消火設備」、(3)は「必要とされる防火安全性能を有する設備等」、(4)は「警報設備」にそれぞれ該当する。

問2 答 (2)

解説 消防法第17条第3項参照。

問3 答 (4)

解説 (1) 消防法施行規則第19条第4項第4号参照。
(2) 消防法施行規則第19条第5項第1号参照。
(3) 消防法施行規則第19条第5項第2の3号参照。

問4 答 (1)

解説 ①と③が正しい。
② 消防法施行規則第12条第1項第4号ロ(イ)参照。
④ 消防法施行規則第12条第1項第4号二(イ)参照。燃料電池設備はキュービクル式であること。
⑤ 消防法施行規則第12条第1項第8号参照。

問5 答 (3)

解説 消防法施行規則第23条第4項第1号ニ(ハ)参照。

問6 答 (1)

解説 消防法施行令第21条の2第1項第1号参照。

問7 答 (1)

解説 消防法施行規則第28条の3参照。

問8 答 ① 17

- ② 総務省令
- ③ 消防の用に供する設備
- ④ 消防用水
- ⑤ 消火活動上必要な施設

解説 消防法施行令第29条の4参照。

問9 答 (3)

解説 誘導灯の工事は電気工事士の業務。

〔建築法規〕

問1 答 (3)

解説 建築基準法第2条第5号参照。

〔危険物〕

問1 答 (5)

解説 法：消防法、政令：危険物の規制に関する政令、省令：危険物の規制に関する規則
(1) 法第12条の7、政令第30条の3

(誤：第5類 ⇒ 正：第4類)

(2) 法第13条第1項

(誤：3月 ⇒ 正：6月)

(3) 法第13条、政令第31条の2

(誤：移動タンク貯蔵所 ⇒ 正：屋外タンク貯蔵所)

(4) 法第14条、政令第36条

(誤：給油取扱所 ⇒ 正：一般取扱所)

※省令第60条で定める製造所及び一般取扱所、移送取扱所を除く。

(5) 法第12条の7、14条

問2 答 (5)

解説 政令：危険物の規制に関する政令

(1) 政令第12条第1項第8号

(2) 政令第13条第1項第8号の2

(3) 政令第15条第1項第6号

(4) 政令第17条第1項第7号

(5) 政令第17条第2項第4号

〔防災〕

問1 答 ① 市町村長

② 設備

③ 占有者

④ 保安

⑤ 指示

解説 災害対策基本法第59条第1項参照。

問2 答 (5)

解説 災害対策基本法第116条第2項に、警戒区域への立入り禁止(第63条第1項)に従わなかった者に対しては罰則の規定がある。

問3 答 (4)

解説 気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。大規模地震対策特別措置法第9条。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 正しくは、病院収容までの平均時間は37.4分である(平成22年版 消防白書参照)。

※平成22中の救急自動車による搬送人員497万6,552人について、病院収容時間(119番通報から病院に収容するまでに要した時間)は、平均は37.4分となっている。平成21年平均時間は36.1分であり1.3分延びている。

問2 答 (5)

解説 ・出勤途上であっても、現場を確認し、必要な措置を講じる必要があり、直ぐに、消防本部に報

もの

問3 答 (4)

解説 本通知では、都道府県単位の協議会及びメデイカルコントロール協議会の早期設置を求めた上で、正解のb、c、dの要素を整備することを求めており、以降たびたび引用されている。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 (1) 消防法施行規則第4条の2の11第1号。「火災の初期の段階における消火活動に関する業務」は自衛消防組織に求められる業務だが、「消防隊と連携した消火活動に関する業務」は自衛消防組織に求められていない。
 (2) 消防法施行規則第4条の2の11第2号。
 (3) 消防法施行規則第4条の2の11第3号。
 (4) 消防法施行規則第4条の2の11第4号。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法施行規則第5条第2項第1号。
 (2) 消防法施行規則第5条第1項第2号。本店舗は、消防法施行令別表第一(2)項ハに規定する店舗に該当する。
 (3) 消防法施行規則第5条第2項第2号。
 (4) 消防法施行規則第5条第2項第3号。

問2 答 (4)

解説 (1) 消防法施行規則第30条第6号イ。
 (2) 消防法施行規則第30条第6号イ。
 (3) 消防法施行規則第30条第6号イ。
 (4) 消防法施行規則第30条第6号イ。240m³/分ではなく120m³/分である。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 聴聞は、口頭による意見陳述等の機会を与え処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きであり、また、弁明は、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続きであり、不適当。

問2 答 (2)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 上級行政庁がある場合の不服申し立ては審査請求であり、上級行政庁がない場合の不服申し立ては異議申し立てであり、不適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (5)

解説 製造所等には、防火に関し必要な事項として、貯蔵し、又は取り扱う危険物等に関することを表示することとされている。
 [参照条文] 危険物の規制に関する規則第18条第1項。

問2 答 (2)

解説 圧力タンク以外のタンクにあつては通気管を、圧力タンクにあつては安全装置をそれぞれ設けることとされている。
 [参照条文] 危険物の規制に関する政令第11条第1項第8号。危険物の規制に関する規則第20条第1項。

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

少なくとも多くの組織には、その組織に応じた達成すべき目標や目的というものがある。それらの目標や目的を達成するためには組織を構成する多くの人達の持てる能力を結集して定められた方向に迅速に一体的に進んでいかなければならない。この場合、組織の管理者らには多くの人を目撃等に向かってひた向きに進ませるリーダーシップを発揮することが期待されている。

ただし、リーダーシップが何かということに関しては様々な考え方があつて決して一義的ではないことから、最大公約数的な意味あいという、「リーダーシップとは、その組織の目標を達成するために、その時々状況において最も効果的な方法で、その組織の構成員が自主的に最大の努力をするように働きかけるリーダーの影響力」だということができる。したがって、

組織内の地位、役職や権限などの階級的な要素には関わらずリーダーシップは適切に発揮されなければならない。その点では組織の中のリーダーである各級の管理者は、大なり小なりリーダーシップを発揮しなければならない立場に置かれていることを忘れてはならない。

次に、管理者のリーダーシップの源泉は何かということに触れてみると、これは一般的に役割行動だといわれている。つまり、管理者の立場において期待されている役割というものを十分に果たせばリーダーシップは自然と発揮されるということなのである。しかし、残念ながら多くの管理者には得意不得意があることを考えると、まんべんなく役割行動を果たすことを求めるのは不可能に近い。